

教育委員会定例会事項書

令和3年3月24日(水)
13:00～ 教育委員室

1 開会宣言

議事録署名者 北 野 委 員

2 前回定例会審議結果の確認(別紙参照)

3 議 題

- 議案第 63号 三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案
- 議案第 64号 公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案
- 議案第 65号 三重県指定文化財の指定について
- 議案第 66号 斎宮歴史博物館条例施行規則の一部を改正する規則案
- 議案第 67号 職員の懲戒処分について
- 議案第 68号 令和4年度三重県立高等学校入学者選抜実施方針(案)について
- 議案第 69号 職員の人事異動(事務局)について
- 議案第 70号 職員の人事異動(県立学校)について
- 議案第 71号 職員の人事異動(市町等立小中学校・義務教育学校)について

4 報 告 題

- 報告 1 「人権教育サポートガイドブックⅡ」について
- 報告 2 令和3年度事務局職員の人事異動報告について
- 報告 3 令和3年度県立学校教職員の人事異動報告について
- 報告 4 令和3年度市町等立小中学校・義務教育学校教職員の人事異動報告について

5 閉 会 宣 言

前回定例会の審議結果

1 日時

令和3年3月11日(木)

開会 9時00分

閉会 10時44分

2 場所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 木平教育長、森脇委員、大森委員、黒田委員、北野委員

議事録署名者 森脇委員

4 採択議案の件名

議案第59号 専決処分の承認について(令和2年度三重県一般会計補正予算(第14号))

議案第60号 三重県立学校における学校運営協議会を設置する学校の指定について

議案第61号 三重県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則案について

議案第62号 職員の懲戒処分について

5 請願陳情の付議の結果

該当なし

6 諸般の報告

報告1 三重県教育委員会特定事業主行動計画「女性活躍推進アクションプラン(第二期)」
(案)について

報告2 教職員の資質能力向上支援事業の令和2年度実施結果について

7 その他会議において必要と認めた事項

該当なし

議案第63号

三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案

三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。

令和3年3月24日提出

三重県教育委員会教育長 木平 芳定

提案理由

三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案

三重県教育委員会事務局組織規則(昭和四十二年三重県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
第二十七条 前二条に定めるもののほか、特定の事務を処理させるため、次の表に掲げる職を置くことができる。			第二十七条 前二条に定めるもののほか、特定の事務を処理させるため、次の表に掲げる職を置くことができる。		
職	職を置く課所等	職務の権限	職	職を置く課所等	職務の権限
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
学校防災推進監	(略)	(略)	学校防災推進監	(略)	(略)
特別支援学校整備推進監	本庁に限る。	上司の命を受け、特別支援学校の整備に関する事務を処理する。			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2 (略)			2 (略)		

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和三年四月一日から施行する。
(三重県教育委員会教育長事務専決規則の一部改正)
- 三重県教育委員会教育長事務専決規則(昭和三十二年三重県教育委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表(第一条関係)		別表(第一条関係)	
機関	職	機関	職
事務局	副教育長 次長 総括市町教育支援・人事監 参事 課長 担当課長 副課長 市町教育支援・人事監 学校防災推進監 特別支援学校整備推進監 子ども安全対策監 人権教育監 専門監 副参事	事務局	副教育長 次長 総括市町教育支援・人事監 参事 課長 担当課長 副課長 市町教育支援・人事監 学校防災推進監 監 子ども安全対策監 人権教育監 専門監 副参事
教育支援事務所	所長	教育支援事務所	所長
埋蔵文化財センター	所長 副所長 副参事	埋蔵文化財センター	所長 副所長 副参事
総合博物館	館長 副館長 専門監 副参事	総合博物館	館長 副館長 専門監 副参事
斎宮歴史博物館	館長 専門監 副参事	斎宮歴史博物館	館長 専門監 副参事
美術館	館長 副館長 専門監 副参事	美術館	館長 副館長 専門監 副参事
図書館	館長 専門監 副参事	図書館	館長 専門監 副参事
高等学校	校長 准校長 教頭	高等学校	校長 准校長 教頭
特別支援学校	校長 教頭	特別支援学校	校長 教頭
市町村立学校職	校長 教頭	市町村立学校職	校長 教頭
員給与負担法 (昭和二十三年 法律第百三十五		員給与負担法 (昭和二十三年 法律第百三十五	

号)第一条に規定
する学校

号)第一条に規定
する学校

三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正理由

令和3年度の教育委員会事務局の組織について所要の改正を行うことに伴い、三重県教育委員会事務局組織規則（以下「組織規則」という。）の一部改正を行う必要がある。

2 主な改正内容

- (1) 盲学校及び聾学校の移転整備や杉の子特別支援学校石薬師分校の改修など、特別支援学校の整備を着実に推進するため、新たに「特別支援学校整備推進監」を設置する。
- (2) 組織規則の改正に伴い改正が必要となる三重県教育委員会教育長事務専決規則について、組織規則附則において所要の改正を行う。

3 施行期日

令和3年4月1日から施行するものとする。

議案第64号

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。

令和3年3月24日提出

三重県教育委員会教育長 木平 芳定

提案理由

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則（昭和三十年 三重県人事委員会規則 第 三重県教育委員会規則 第

四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																										
<p>別表第二（第十一条の二関係） くき地学校級別指定表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">学 校 名</th> <th style="text-align: center;">級 別 区 分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">一 級</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">伊賀市立比自岐小学校</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">尾鷲市立梶賀小学校</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 (略)</p> <p>別表第三（第十一条の二関係） くき地学校に準ずる学校指定表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">学 校 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">松阪市立有間野小学校</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 (略)</p> <p>別表第四（第十一条の二関係） 特別の地域に所在する学校指定表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">学 校 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">尾鷲市立賀田小学校</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">北牟婁郡紀北町立西小学校</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 (略)</p>	学 校 名	級 別 区 分	(略)	(略)	(略)	一 級	伊賀市立比自岐小学校		(略)		尾鷲市立梶賀小学校		(略)		(略)		学 校 名	(略)	松阪市立有間野小学校	(略)	(略)	学 校 名	(略)	尾鷲市立賀田小学校	北牟婁郡紀北町立西小学校	(略)	(略)	<p>別表第二（第十一条の二関係） くき地学校級別指定表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">学 校 名</th> <th style="text-align: center;">級 別 区 分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">一 級</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">伊賀市立比自岐小学校</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">尾鷲市立三木小学校</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">尾鷲市立梶賀小学校</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">北牟婁郡紀北町立海野小学校</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 (略)</p> <p>別表第三（第十一条の二関係） くき地学校に準ずる学校指定表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">学 校 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">松阪市立有間野小学校</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">北牟婁郡紀北町立西小学校</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 (略)</p> <p>別表第四（第十一条の二関係） 特別の地域に所在する学校指定表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">学 校 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">尾鷲市立賀田小学校</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 (略)</p>	学 校 名	級 別 区 分	(略)	(略)	(略)	一 級	伊賀市立比自岐小学校		尾鷲市立三木小学校		(略)		尾鷲市立梶賀小学校		北牟婁郡紀北町立海野小学校		(略)		(略)		学 校 名	(略)	松阪市立有間野小学校	北牟婁郡紀北町立西小学校	(略)	(略)	学 校 名	(略)	尾鷲市立賀田小学校	(略)	(略)
学 校 名	級 別 区 分																																																										
(略)	(略)																																																										
(略)	一 級																																																										
伊賀市立比自岐小学校																																																											
(略)																																																											
尾鷲市立梶賀小学校																																																											
(略)																																																											
(略)																																																											
学 校 名																																																											
(略)																																																											
松阪市立有間野小学校																																																											
(略)																																																											
(略)																																																											
学 校 名																																																											
(略)																																																											
尾鷲市立賀田小学校																																																											
北牟婁郡紀北町立西小学校																																																											
(略)																																																											
(略)																																																											
学 校 名	級 別 区 分																																																										
(略)	(略)																																																										
(略)	一 級																																																										
伊賀市立比自岐小学校																																																											
尾鷲市立三木小学校																																																											
(略)																																																											
尾鷲市立梶賀小学校																																																											
北牟婁郡紀北町立海野小学校																																																											
(略)																																																											
(略)																																																											
学 校 名																																																											
(略)																																																											
松阪市立有間野小学校																																																											
北牟婁郡紀北町立西小学校																																																											
(略)																																																											
(略)																																																											
学 校 名																																																											
(略)																																																											
尾鷲市立賀田小学校																																																											
(略)																																																											
(略)																																																											

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正理由

小学校の統廃合及びへき地学校等の指定の見直しに伴い、規定の整備を行う。

2 改正内容

- (1) 尾鷲市立三木小学校（現：1級）及び北牟婁郡紀北町立海野小学校（現：1級）が廃校になることに伴い、へき地学校級別指定表から削除する。
- (2) 小学校の統合に伴うへき地学校等の指定の見直しにより、北牟婁郡紀北町立西小学校をへき地学校に準ずる学校指定表から削除し、特別の地域に所在する学校指定表に加える。

3 施行期日

令和3年4月1日から施行する。

【参考1】へき地手当について

交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島その他の地域に所在する「へき地学校」及び「へき地学校に準ずる学校」に勤務する職員に対して支給する手当（※地域手当との併給調整あり）

<支給額> (給料+扶養手当) × 支給割合

※支給割合

級地	3級地	2級地	1級地	準へき地
割合	16/100	12/100	8/100	4/100

【参考2】へき地手当に準ずる手当について

「へき地学校」「へき地学校に準ずる学校」「特別の地域に所在する学校」に在勤地を異にして異動し、その異動に伴い住居を移転した職員に対し、異動の日から3年間（特に認められた場合は6年間）支給する手当

<支給額> (給料+扶養手当) × 支給割合

※支給割合

- ・異動の日から5年まで … 4/100
- ・5年に達した後 … 2/100

議案第65号

三重県指定文化財の指定について

三重県指定文化財の指定について、別紙のとおり提案する。

令和3年3月24日提出

三重県教育委員会教育長 木平 芳定

提案理由

三重県指定文化財の指定については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第14号、三重県文化財保護条例第5条第1項、及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第11号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

(別紙)

新たに指定する三重県指定有形文化財（案）

種別	有形文化財 彫刻
名称	もくぞうしんぞう 木造神像
員数	5 軀 男神女神坐像 2 軀 女神坐像 1 軀 神像 2 軀
所在地	四日市市下之宮町 3 1 9
所有者	宗教法人 耳常神社

種別	有形文化財 彫刻
名称	そぞうぶつとう 塑造仏頭
員数	1 個
所在地	四日市市西日野町 2 9 7 0
所有者	宗教法人 顕正寺

種別	有形文化財 古文書
名称	かみしまいりあらめふねきふだ 神島入荒布船木札
員数	6 枚
所在地	鳥羽市神島町 1 番地
所有者	宗教法人 八代神社

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（昭和31年6月30日法律第162号）

最終改正：令和2年3月31日号外法律第11号

（教育委員会の職務権限）

第21条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

14 文化財の保護に関すること。

三重県文化財保護条例（抜粋）

昭和32年12月28日三重県条例第72号

最終改正 令和2年3月24日三重県条例第35号

第2章 三重県指定有形文化財
（指定）

第5条 教育委員会は、県の区域内にある有形文化財（法第27条第1項の規定により重要文化財に指定されたものを除く。以下同じ。）のうち県にとつて重要なものを三重県指定有形文化財（以下「県指定有形文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者（以下「所有者等」という。）の同意を得なければならない。ただし、所有者等が判明しない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ、別に定める三重県文化財保護審議会に諮問しなければならない。

4 第1項の規定による指定は、その旨を三重県教育委員会公報（以下「公報」という。）で告示するとともに、当該県指定有形文化財の所有者等に通知してする。

5 第1項の規定による指定は、前項の規定による公報の告示があつた日からその効力を生ずる。

6 第1項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、当該県指定有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

三重県教育委員会権限委任規則（抜粋）

昭和31年10月15日三重県教育委員会規則第14号

最新改正 平成27年3月27日三重県教育委員会規則第4号

第1条 三重県教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第26条第1項の規定に基づき、次の各号に掲げる事務を除き、教育長に委任する。

11 文化財の指定及び解除をすること。

有形文化財 彫刻

もくぞうしんぞう

木造神像 5 軀

だんしんじょしんざぞう

男神女神坐像 2 軀

じょしんざぞう

女神坐像 1 軀

しんぞう

神像 2 軀

員 数：5 軀

所 有 者：宗教法人耳常神社

所 在 地：四日市市下之宮町 319

所有者住所：四日市市下之宮町 319

法 量：別表のとおり

構造・材質：木造 一木造

年 代：男神女神坐像 平安時代

女神坐像 室町時代

神像 平安時代

《概要》

本像は、^{みみつね}耳常神社に伝来した、平安時代から室町時代にかけての神像 5 軀である。男神坐像 1 軀と女神坐像のうち残りのよい 1 軀（男神女神坐像 2 軀）は、材質、構造、作風の共通と法量の釣り合いから一具の像とみなされ、構造や形状から、平安時代（10 世紀末～11 世紀前半）の制作と考えられる。女神坐像 1 軀は室町時代、神像 2 軀は平安時代の制作と考えられる。

男神女神坐像 2 軀

（男神）一木造、素地（一部彩色）、針葉樹材。壮年相か。冠を被り、^{あげくび}盤領^{ほう}の袍を着る。手先を袖の内におさめ、腹前で^{きょうしゅ}拱手する。顔を正面に向けて坐る。木心は後方左寄りに外す。冠は墨彩。冠の先端及び両肩先以下を亡失する。面部、体部ともに朽損する。
 （女神）一木造、素地、針葉樹材。木心は膝前の中央わずかに左寄りにある。髪を頭頂で結び、左右に振り分けた髪束を肩に垂らし、残る髪は背面に垂らす。首に U 字形の皺を 2 筋あらわす。^{たりくび}垂領^{うじん}の衣を右衽に着け、丸首の^{とうえ}がい襦衣を着る。筒袖状の袖口から両手首先をのぞかせ、左手に持物を執り、右手をその外側下方に添えて握る。顔を正面に向けて坐る。後頭部および体部を中心に朽損する。両手首部を補修しており、持物を亡失する。

女神坐像 1 軀

一木造、現状ほぼ素地を呈す、針葉樹材。木心は像のほぼ中央にある。髪は総髪とし背後に垂らす。垂領の衣 2 枚を右衽に着し、その上から襟を大きく寛げた衣を纏い、腰帯を締める。顔を正面にむけ、左手は左膝上、右手は右膝上に置き、左膝を立てて坐る。頭髪は墨彩。左体側から正面下方を中心に朽損する。

神像 2 軀

いずれも一木造（(2) 広葉樹材）。いずれも女神かとみられるが、朽損のため詳細は不明である。

《法量（単位：cm）》

	男神女神坐像		女神坐像	神像	
	(男神)	(女神)		(1)	(2)
像高	41.6	36.3	25.9	29.6	26.3
髪際高	32.1	32.3	-	-	-
頂-顎	15.4	11.1	8.5	8.7	7.9
面長	7.0	6.2	-	-	-
面幅	7.8	7.0	6.1	5.7	5.3
耳張	8.6	9.7	7.3	7.6	8.3
面奥	10.0	8.0	6.7	6.4	8.4
胸奥	11.6	9.0	6.6	-	8.6
腹奥	10.7	13.1	10.7	-	-
膝張	21.4 (現状)	27.8	18.3	17.3 (現状)	
坐奥	15.3	10.9	14.6	-	-

《伝来》

本神像群は耳常神社に伝来し、現在は本殿内に安置される。耳常神社の祭神はかんやいみのみこと神八井耳命とされるが、現存5軀の尊名にかかる社伝はない。

耳常神社は、えんぎしき『延喜式』じんみょうちよう神名帳に記載される式内耳常神社に比定される神社のひとつである。明治41年（1908）に境内社山神社（大山祇命）と、広永村の耳利神社（神沼河耳命、建御雷之男神、齋主神、天兒屋根命、姫大神）が合祀される。祭神の神八耳命は『古事記』において伊勢船木直の祖と伝わる。

《評価》

木造神像5軀のうちでも男神女神坐像2軀は、県内に残る神像彫刻の中では、鈴鹿市伊奈富神社の木造男神坐像（重要文化財）、同市神宮寺の木造男神坐像（県指定）に次ぎ、多気町御霊神社の木造男神坐像・木造女神坐像（県指定）、鈴鹿市菅原神社の木造天神坐像（県指定）などに並ぶ古例として位置付けることができる。制作年代は10世紀末から11世紀前半とみられ、三重県の彫刻史上、貴重な作例である。

また本神像群は、像容が定かでない像も含めて、ひとつの神社に伝来した神像群を考えるうえで貴重な事例であり、美術史のみならず地域史の観点からも、今後の幅広い議論に資する学術的価値を有する。

以上より、耳常神社に伝来した神像5軀は県指定文化財（彫刻）として指定し、今後も万全の保護を図る必要がある。

【参考文献】

- ・伊東史朗総監修『神像彫刻重要資料集成』第3巻 関西編2、国書刊行会、2016年
- ・式内社研究会編『式内社調査報告』第6巻 東海道1、皇學館大學出版部、1990年

男神女神坐像 2 軀

(男神坐像)



(女神坐像)



女神坐像 1 軀



神像 2 軀
(1)



(2)



有形文化財 彫刻

そぞうぶつとう
塑造仏頭

員 数：1個

所 有 者：宗教法人顕正寺

所 在 地：四日市市西日野町 2970

所有者住所：四日市市西日野町 2970

法 量：全長 13.9cm, 面長 9.1cm, 耳張（最大幅）10.2cm, 面幅 8.6cm,
最大奥 6.4cm

構造・材質：塑造

年 代：奈良時代

《概要》

顕正寺に伝来した塑造の如来頭部である。残存長 13.9cm で、後頭部（両耳後方）と頸部以下（頸部上方から下）を欠失するが、元々はほぼ半等身の大きさであったと考えられる。欠失面は、後頭部は垂直平面、頸部以下は摩滅しながらもほぼ水平である。坐像か立像かは判断できない。半眼、閉口の慈悲相。肉髻をあらわし、素髪。表面は彩色仕上げだったと思われ、現状の黒褐色は後補である。白毫^{びやくごう}の嵌入はないが、彩色であらわされていた可能性はある。耳朵を欠失する。肉髻の正面および背面、頭部右方、鼻頂をわずかに欠損する。

後頭部欠失面から構造をうかがうと、心木と荒土層がともになく、中央部に中土、周辺部に仕上げ土という二層の塑土が認められる。いずれも薄い赤茶色の細かな土で、紙スサ入り。顎あたりの中土層が脱落し、それを覆っていた仕上げ層内面は平滑である。

推定される心木構造や作風から、奈良時代 8 世紀後半頃の制作と考えられる。

《特徴》

心木の無い点は、技法にかかわる重要事項として注意される。中土層の上下にそれぞれ下向きと上向きに小さな丸孔（深さ各 0.6 cm、2.5 cm）がうがたれるが、両者はつながっていない。さらに中土層背面（後頭部欠失面）中央には上下 2 箇所角釘（鉄釘と思われる）の抜き取り痕があり、上の釘は斜め下向きに、下は斜め上向きに打ち込まれ、深さは各 4.8 cm、4.5 cm であるため、その先は中土層表面近くまで達している。両耳下に小孔が 2 つずつある。

中土層の上下にある丸孔は、それぞれ肉髻と頸部以下をつなぐ棒が差し込まれていたと推定される。中土層背面中央に打ち込まれた釘が角度を変えているのは、しっかり固定するためである。両耳下にある小孔各 2 は銅線を刺した痕で、それを心にして塑土を着せて耳朵を形成する。

後頭部欠失面が垂直平面のため、高浮彫り像だった可能性も考えられるが、塑像には高浮彫りの例がないため、別の想定が必要である。近年の修理でその構造の明らかになった東大寺法華堂旧在（東大寺ミュージアム保管）塑造弁才天像は、頭部心木の前面に顔の丸みに合わせた別木を釘打ちし、その上に仕上げ土を盛るという、従来の単純な心木に改良を加えた仕様である。これを参考にすると、本像の中土層は、弁才天像

の心木に打ちつけられた別木に相当し、背面が平らなのは心木が接していたためと推定される。

顎あたりの仕上げ層内面が平滑である。これは、対応する中土層表面が平滑だったことを意味し、それが脱落したと考えられる。

以上を総合すると、心木（現状は欠失）に、顔の丸みに合わせた中土層を釘打ちし、その上に仕上げ土を盛ったものと想定できる。3寸釘ならば、打ち込まれた深さを引いて心木の厚みは3~4cmほどである。中土層の表面が平滑だと推定されるため、東大寺弁才天像や石山寺金剛蔵王像（天平宝字6年・762）がそうであるように、仕上げ層と同じ目鼻立ちが中土層にも表現されているものと推測される。

木骨心木から木彫心木への変化、そしてそれを改良するという心木の変遷（山崎隆之氏）に照らして、本像の心木構造はその改良型に属すると考えられる。その一例である東大寺弁才天像（付属品と推定される正倉院天蓋は天平勝宝6年（754）銘）や、作風が近い法隆寺塑造梵天・帝釈天像（8世紀）などから、本像の製作は奈良時代8世紀後半頃と考えられる。

《伝来》

顕正寺に伝来する。延喜年間（901~923）、当寺の北にあった安国寺跡から出土したと伝えるが確証はない。安国寺は、延暦19年（800）創建の西明寺が前身寺院とされるが、これも確かではない。

《評価》

塑像断片の出土例は全国的に多いが、本例は面部だけとはいえほぼ完好な状態を保っており、この種の遺例の中で注目すべき作品といえる。技法の面では、後頭部欠失のため塑土の構成がはっきり分かる貴重な事例であり、また、心木構造に関する重要な資料をも提供している。

三重県下には小金銅仏や押し出し仏、埴仏など飛鳥・奈良時代の遺品はあるが、ある程度の大きさの丸彫り像は伊賀市見徳寺の木造薬師如来像（飛鳥時代後期）だけである。奈良時代の塑像遺品である本例の存在は、当県の歴史を語る上で欠かせないものである。

以上により、県指定文化財（彫刻）として指定し、今後も万全の保護を図る必要がある。

【参考文献】

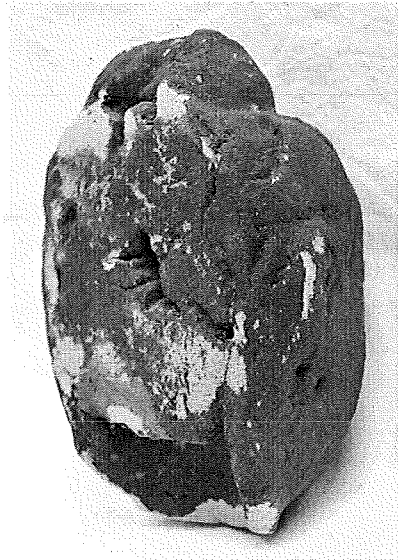
山崎隆之「X線画像による塑像の心木構造の調査・研究」『奈良時代の塑造神将像』奈良国立博物館、2010年



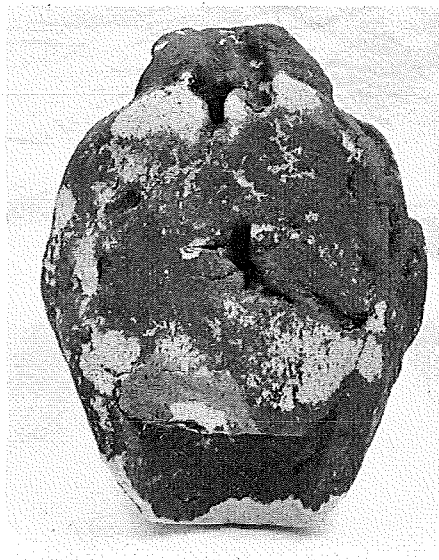
正面



右から



左側面～背面



背面



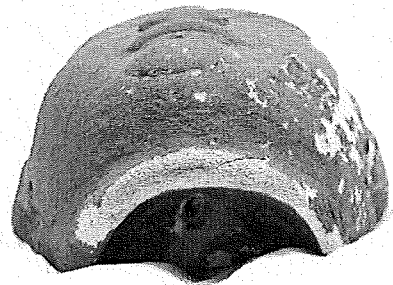
右側面



上面



下から（上が背面）



下から（上が前面）

有形文化財 古文書

かみしまいりあらめふねきふだ
神島入荒布船木札

員 数：6枚

所 在 地：鳥羽市神島町1番地

所 有 者：宗教法人八代神社

所有者住所：鳥羽市神島町1番地

推 薦 市 町：鳥羽市

市町指定日：昭和52年3月30日（有形民俗文化財）

大きさ・構造形式：別紙による

年 代：永禄6(1563)年

《概要》

本資料は、神島（鳥羽市神島町）への入船（舟航）と、荒布^{あらめ}の採取（漁業）の2点を許可した木製の札である。いずれも永禄6(1563)年5月29日付けで、6枚ある。それぞれの表裏面には、花押のみ異なる、ほぼ同一内容の文面が墨書されている。

《用材》

用材はいずれも針葉樹で、ヒノキと考えられる。一辺約16.5cm（5寸半）四方、厚さ約2cmの板材で、6枚の大きさは概ね揃っている。木取りは、木札①～⑤が板目^{なかちく}材、木札⑥が^{まさめ}柁目材である。全体にヤリガンナ調整が見られ、木札⑥すなわち柁目材のみ側面に鋸痕が確認できる。小口部は面取りされ、側辺はさらに研磨等によって丸みを帯びさせているようである。

6枚全て表面に柿渋を塗布している。板材は全体に煤けているが、これは後世に付着したものと考えられる。

《資料の状況》

用材の外皮側（木表^{きおもて}）を表面、木の中心に近い側（木裏^{きうら}）を裏面とする。墨書は、1面あたり5行取りの文面が6枚の表裏面に全てに見られる。記載内容は、木札⑥の裏面では「船頭」の文字が抜けるのみで、他は全て同文である。花押は表裏面で異なる。1行目は文書でいう^{ことがき}事書で、荒布採取のために神島に入る船であることを示す。2行目は船の規模と数。3行目は花押及び1艘あたりの船数、そして一面を除き「船頭」と記載される。4行目が文書でいう本文言に相当する。5行目は年月日。通常の文書とは異なり、差出人・宛所とも記載が無いが、事書・本文言・年月日は揃っており、異質ではあるが文書の体裁をなしている。

内容から、本資料は神島へ荒布採取のため入船する五丁立の船7艘それぞれに配布することを目的に発給された木製の文書（許認可証書）で、6枚ある。対象となる船は7

艘なので、もう1艘分については、同種のもの1枚が未発見なのか、あるいは別の素材（布等）が発給されたなどが考えられる。

荒布は海域の岩礁部に繁茂する海藻の一種で、江戸時代の志摩半島沿岸部では「海産第一」とされ、救荒時の備蓄用あるいは副食用として主に京都・大坂など関西方面で高い需要があった。「五丁立」とは櫓の数によって船の大きさを表す基準のことで、片舷2丁ずつと船尾1丁の櫓を持つ小型船を指すとみられる。本文言にあたる4行面の末尾書き留めは「如件」であり、上位者である発給者（花押を据えた人物）による許認可証書と見なされる。中央上に据えられる花押が表裏で異なる（花押A・B）のは、神島に赴き荒布を採取するに際し、異なる2者から許認可を得る必要があったことを示している。

一部の木札には永禄6年の文面以前に書かれた文字が観察できる。文字は明確に判読できないが、この木札は複数回使い回された可能性がある。

許認可証書は紙で発給されたものが多いが、本資料は柿渋の塗られた木札である点に特徴がある。これは、風雨に晒される海上において、常時携行するための耐久性が必要であったためと考えられる。なお、木札②・④・⑥の表面には縄状の圧痕が見られるが、これが使用方法と関連するのかどうかは不明である。

《資料の伝来経緯》

本資料は神島に鎮座する八代神社に保管されている。このため、八代神社、もしくはは宮座などの形で関与していた神島村地下中のような存在が、本資料の発給者であった可能性も考えられるが、花押の主が何者かという問題も含め、伝来経緯についても今後の課題である。

《評価》

本資料は木製で、室町時代末期の永禄6年に作成された、海域での生業時に携行するための許認可証書である。これまで、携行用の木製許認可証書としては、「山札」や「茅札」と呼ばれる、陸上（山）での生業（茅採集）を許可したものが知られていたが、本資料は海での生業にかかる室町戦国時代の木札の実例として初めてのものであり、全国的に見ても貴重である。また、2領主から同時に許認可されていることを示すその内容は、室町戦国時代の海の領有（領海）を考えるうえで重要である。

以上のように、当資料は学術的価値が極めて高く、県として未永く保存するのが適切である。

【参考文献】

- ・石井進「中世木簡の一形態—山札・茅札についての覚書」『木簡研究』10、1988年
- ・中田四朗「近世の志摩における海女漁業と荒布の採取」(『郷土志摩』50、1976年)
- ・中田四朗「近世における志摩の荒布漁業」上・下(『海と人間』15・17、1988・90年)
- ・『日本の船—丸木船から洋式帆船まで』((財)日本海事科学振興財団、1977年)
- ・『三重県史』資料編中世2(三重県、2005年、1210頁)
- ・『山科家禮記』第一、(史料纂集、続群書類従完成会、1967年)

・木札①～⑤ 左：表面 右：裏面

・木札⑥ 左：表面 右：裏面

神嶋入荒布船之事
五丁立 七艘之内
(花押A) 合巻艘者 船頭
右無子細所如件
永禄六年<癸亥>五月廿九日

神嶋入荒布船之事
五丁立 七艘之内
(花押B) 合巻艘者 船頭
右無子細所如件
永禄六年<癸亥>五月廿九日

神嶋入荒布船之事
五丁立 七艘之内
(花押A) 合巻艘者 船頭
右無子細所如件
永禄六年<癸亥>五月廿九日

神嶋入荒布船之事
五丁立 七艘之内
(花押B) 合巻艘者
右無子細所如件
永禄六年<癸亥>五月廿九日

表1 神嶋入荒布船木札 観察表

番号	用材	木取り	法量(cm)			調整	記載内容(表)	記載内容(裏)	備考
			縦	横	厚				
1	針葉樹	板目 (中空)	17.2	16.3	1.8	全面ヤリガンナ	神嶋入荒布船之事 五丁立 七艘之内 (花押A) 合巻艘者 船頭 右無子細所如件 永禄六年<癸亥>五月廿九日	神嶋入荒布船之事 五丁立 七艘之内 (花押B) 合巻艘者 船頭 右無子細所如件 永禄六年<癸亥>五月廿九日	永禄6年墨書以前の墨書あり
2	針葉樹	板目 (中空)	16.6	16.5	1.9	全面ヤリガンナ	神嶋入荒布船之事 五丁立 七艘之内 (花押A) 合巻艘者 船頭 右無子細所如件 永禄六年<癸亥>五月廿九日	神嶋入荒布船之事 五丁立 七艘之内 (花押B) 合巻艘者 船頭 右無子細所如件 永禄六年<癸亥>五月廿九日	外面に縄目圧痕 永禄6年墨書以前の墨書あり
3	針葉樹	板目 (中空)	16.7	16.4	1.9	全面ヤリガンナ	神嶋入荒布船之事 五丁立 七艘之内 (花押A) 合巻艘者 船頭 右無子細所如件 永禄六年<癸亥>五月廿九日	神嶋入荒布船之事 五丁立 七艘之内 (花押B) 合巻艘者 船頭 右無子細所如件 永禄六年<癸亥>五月廿九日	永禄6年墨書以前の墨書あり
4	針葉樹	板目 (中空)	17.2	16.4	1.9	全面ヤリガンナ	神嶋入荒布船之事 五丁立 七艘之内 (花押A) 合巻艘者 船頭 右無子細所如件 永禄六年<癸亥>五月廿九日	神嶋入荒布船之事 五丁立 七艘之内 (花押B) 合巻艘者 船頭 右無子細所如件 永禄六年<癸亥>五月廿九日	外面に縄目圧痕 永禄6年墨書以前の墨書あり
5	針葉樹	板目 (中空)	17.1	16.4	1.8	全面ヤリガンナ	神嶋入荒布船之事 五丁立 七艘之内 (花押A) 合巻艘者 船頭 右無子細所如件 永禄六年<癸亥>五月廿九日	神嶋入荒布船之事 五丁立 七艘之内 (花押B) 合巻艘者 船頭 右無子細所如件 永禄六年<癸亥>五月廿九日	永禄6年墨書以前の墨書あり
6	針葉樹	柱目	16.8	16.5	1.8	側辺は鋸その後 全面ヤリガンナ	神嶋入荒布船之事 五丁立 七艘之内 (花押A) 合巻艘者 船頭 右無子細所如件 永禄六年<癸亥>五月廿九日	神嶋入荒布船之事 五丁立 七艘之内 (花押B) 合巻艘者 船頭 右無子細所如件 永禄六年<癸亥>五月廿九日	外面に縄目圧痕 永禄6年墨書以前の墨書あり



1 (表)



1 (裏)



2 (表)



2 (裏)



3 (表)



3 (裏)

写真図版1 神島入荒布船木札 1~3



4 (表)



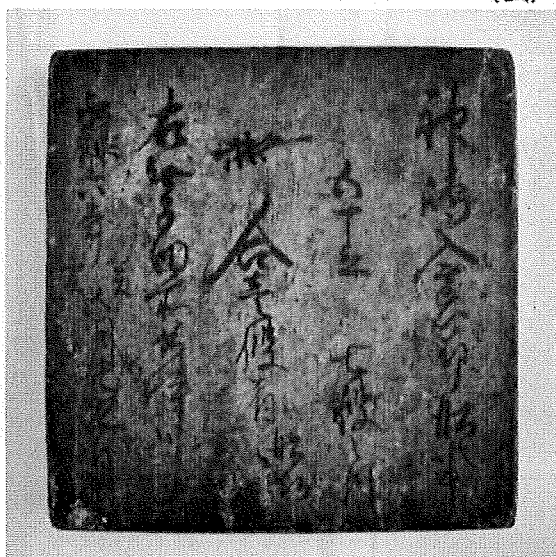
4 (裏)



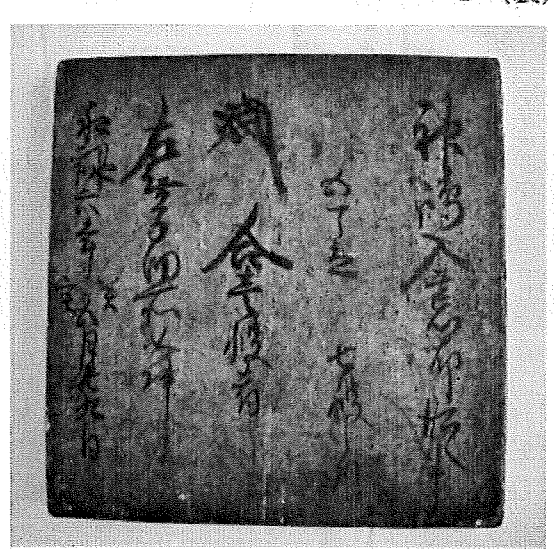
5 (表)



5 (裏)



6 (表)



6 (裏)

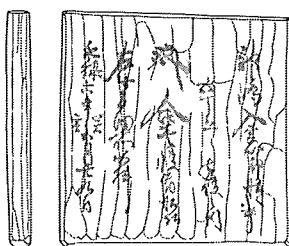
写真図版2 神島入荒布船木札 4~6



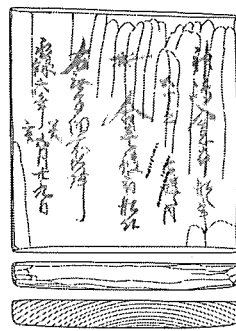
1



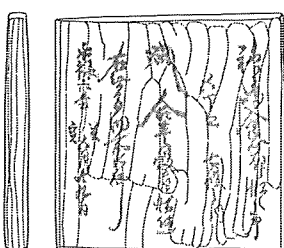
2



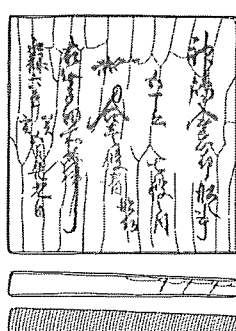
3



4



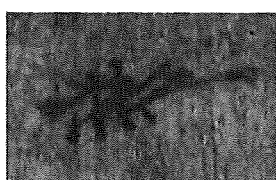
5



6



花押A (3表)



花押A (6表)



花押B (5裏)



花押B (6裏)

議案第66号

斎宮歴史博物館条例施行規則の一部を改正する規則案

斎宮歴史博物館条例施行規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。

令和3年3月24日提出

三重県教育委員会教育長 木平 芳定

提案理由

斎宮歴史博物館条例施行規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

齋宮歴史博物館条例施行規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正理由

博物館資料の特別観覧許可申請について、利用者のニーズの変化に合うよう、新たな観覧方法「画像データの利用・複製・複写」を追加するため、様式の改正を行うものである。

2 改正内容

特別観覧許可申請書及び特別観覧許可書の様式中、観覧の方法の欄に、「画像データの利用・複製・複写」を追加する。

3 施行期日

令和3年4月1日から施行する。

斎宮歴史博物館条例施行規則の一部を改正する規則
斎宮歴史博物館条例施行規則（平成元年三重県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第一号様式及び第二号様式を次のように改める。

第1号様式 (第5条関係)

特別観覧許可申請書

年 月 日

齋宮歴史博物館長様

住所 (所在地)

団 体 名

氏名・代表者氏名

電 話 番 号

下記のとおり特別観覧の許可を受けたいので申請します。

記

観覧の目的			
観覧の日時	年 月 日 時から	年 月 日 時まで	
観覧の方法	熟覧・実測・拓本・摸写・模造・撮影・画像データの利用・複製・複写		
観 覧 資 料 の 名 称			点 数
備 考			

第2号様式 (第5条関係)

第 号

特 別 観 覧 許 可 書

年 月 日

(申請者) 様

齋宮歴史博物館長 ㊟

年 月 日付で申請のあった特別観覧は、下記のとおり許可します。

記

観 覧 の 目 的		
観 覧 の 日 時	年 月 日 時から 年 月 日 時まで	
観 覧 の 方 法	熟覧・実測・拓本・摸写・模造・撮影・画像データの利用・複製・複写	
観 覧 資 料 の 名 称	点	数
備 考		
観 覧 の 料 金		円

(注) この許可書は、特別観覧をする際当博物館職員に提示して下さい。

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

改正後

第1号様式 (第5条関係)

特別観覧許可申請書

年 月 日

斎宮歴史博物館長様

住所 (所在地)
団体名
氏名・代表者氏名
電話番号

下記のとおり特別観覧の許可を受けたいので申請します。

記

観覧の目的	
観覧の日時	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
観覧の方法	観覧・実測・拓本・複写・撮影・複製データの利用・複製・複写
観覧資料の名称	点 数
備考	

改正前

第1号様式 (第5条関係)

特別観覧許可申請書

年 月 日

斎宮歴史博物館長様

住所 (所在地)
団体名
氏名・代表者氏名
電話番号

下記のとおり特別観覧の許可を受けたいので申請します。

記

観覧の目的	
観覧の日時	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
観覧の方法	観覧・実測・拓本・複写・複製・撮影
観覧資料の名称	点 数
備考	

改正後

第2号様式 (第5条関係)

第 号

特別観覧許可書

年 月 日

(申請者) 様

茶宮歴史博物館長 ㊦

年 月 日付で申請のあった特別観覧は、下記のとおり許可します。

記

観覧の目的	
観覧の日時	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
観覧の方法	観覧・実測・拓本・複写・模造・撮影・画像データの利用・複製・複写
観覧資料の名称	点 数
備考	
観覧の料金	円

(注) この許可書は、特別観覧をする際当博物館職員に提示して下さい。

改正前

第2号様式 (第5条関係)

第 号

特別観覧許可書

年 月 日

(申請者) 様

茶宮歴史博物館長 ㊦

年 月 日付で申請のあった特別観覧は、下記のとおり許可します。

記

観覧の目的	
観覧の日時	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
観覧の方法	観覧・実測・拓本・複写・模造・撮影
観覧資料の名称	点 数
備考	
観覧の料金	円

(注) この許可書は、特別観覧をする際当博物館職員に提示して下さい。

報告 1

「人権教育サポートガイドブックⅡ」について

「人権教育サポートガイドブックⅡ」について、別紙のとおり報告する。

令和3年3月24日提出

三重県教育委員会事務局
人権教育課長

「人権教育サポートガイドブックⅡ」について

人権教育課

1 概要

昨年度、すべての教育活動の中で総合的に人権教育が行われ、「人権感覚あふれる学校づくり」が推進されるよう、「人権教育サポートガイドブック」を作成しました。

その続編として、今年度、学校の組織的な取組を支援するための研修資料として「人権教育サポートガイドブックⅡ」を作成しました。

2 経緯

近年、学校では多様な子どもに応じた配慮や指導の個別化、子どもたちが安心して通える居場所としての役割がこれまで以上に必要となっており、子どもの人権を尊重した授業の進め方や子どもが安心して過ごせる環境づくりなどに関する資料のニーズが高まっています。

そこで、昨年度、様々な教育の場面で子どもの人権を尊重した取組が推進されるよう、人権教育サポートガイドブックを作成し、子どもが不安や悩みを話しやすくなる聞き方や、学習意欲を喚起する授業づくり、保護者との信頼関係を築くことの重要性などを示しました。今年度は、さらに学校全体で組織的に人権教育を進めるため、校内研修の効果的な進め方や、不登校の子どもへの支援や学校で発生する差別事象にチームとして対応する際の留意点などを記載した資料「人権教育サポートガイドブックⅡ」を作成しました。

コロナ禍において、子どもたちが抱える不安や悩みに寄り添った心のケアや、感染に関わって発生する人権侵害への適切な対応も一層求められていることから、これらの資料の活用を促進していきます。

3 主な内容

目次	概要
③ 人権侵害（差別事象）後の学校組織としての取組	人権侵害に対する学校全体での中長期的な取組について提示
④ インターネット上で自他の人権を守るために	人権保障に向けたネットの活用事例や、ネット上の人権侵害を未然に防止する取組を紹介
⑤ 不登校の子ども一人ひとりに合わせた支援をするために	不登校の子どもを支援する際に求められる教職員の姿勢について解説
⑧ 教科学習等から広がる人権学習を	教科学習の内容と関連させ、効果的に人権学習を行う流れの例を提示
⑨ 保護者がつながる・学び合う取組	懇談会やPTA活動、人権学習等の場面で保護者や地域の人を巻き込むアイデアを紹介
⑩ 活性化しよう！校内研修	組織力を高める校内研修の実施方法を例示

4 今後の取組

(1) 配付予定

- ・ 県内公立学校及び市町等教育委員会へ配付する。
- ・ 環境生活部を通じ、私立学校に配付する。
- ・ 三重大学附属小・中・特別支援学校等、県内の高等専門学校等関係機関や意見聴取を依頼した関係団体等に配付する。

(2) 活用の方法

- ・ 全体研修等で本資料を活用し、学校組織としての取組の方向性を確認したり、学校全体で取り組む人権教育推進計画を立案・改善する際に本資料を参考にしたりするよう、管理職・人権教育推進委員会等代表者・初任者対象の研修会やホームページ等を通じて、資料の内容や活用方法を周知する。
- ・ 学校における具体的な活用方法を紹介する講座を開催する。
- ・ 市町等教育委員会と連携し、学校での活用を促進する。

5 その他

今年度、新型コロナウイルス感染症に係るいじめや偏見・差別をなくすための学習指導資料を5月と9月に作成し、県内の学校に電子データを配付するとともに県教育委員会のホームページに掲載しました。

来年度も新型コロナウイルス感染症に係るいじめや偏見・差別をなくすための学習が学校で行われるよう、一昨年度に発行した様々な人権問題に対する学習展開例を記述している学習指導資料「みらいをひらく」にこれらの資料を追加した増補版を印刷し、「人権教育サポートガイドブックⅡ」とともに学校に配付する予定です。